

事務連絡
令和3年9月6日

一般社団法人建設電気技術協会 殿

国土交通省 大臣官房 技術調査課
電気通信室 企画専門官

今後の催物の開催制限等の取扱いについて

先般、令和3年8月27日付けの事務連絡で「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」により、催物の開催制限に係る留意事項を周知し、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置終了後等の取扱いについては、今後検討の上、別途通知するとされていたところです。

今般、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長より、催物の開催制限等については、10月末までは現在の開催制限等を維持するので、引き続きその取扱いに留意するよう、別添のとおり依頼がありました。

つきましては、貴会におかれては、10月末まで催物の開催制限等を維持することについて、貴会会員企業等に対し周知していただくようお願いいたします。

なお、11月以降の取扱いについては、感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、今後検討の上、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より別途通知がある予定であり、その際に催物の開催制限等の取扱いに変更があり得ることを申し添えます。

別添 今後の催物の開催制限等の取扱いについて（令和3年9月1日付大臣官房危機管理官事務連絡）